

熊本県レディースソフトテニス連盟規約

第 1 章 名称と事務所

第1条 この会は、熊本県レディースソフトテニス連盟（以下この会）という。

第2条 この会は、事務所を理事長宅に置く。

第 2 章 目的と事業

第3条 この会は、ソフトテニスを振興し健康の増進とスポーツ精神を養い相互の親睦につとめ、もって社会生活の明朗化を図ることを目的とする。

第4条 この会は、日本レディースソフトテニス連盟に所属する。

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ソフトテニスの普及、発展、指導並びに奨励に関する諸方策の樹立並びに実施。
2. 会員の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
3. その他この会の目的達成に必要な事業。

第 3 章 組 職

第6条 県内に居住し、この会の主旨に賛同する既婚者並びに20歳以上（学連登録者を除く）の女子を以って本会員として登録されたもので組織構成する。

第7条 本会員でこの会の体面を汚す行為のあった時、又は、会費の滞納があった時は、理事会の決議により、之を除名する。

第8条 この会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 若干名
2. 名誉顧問 若干名
3. 顧問 若干名
4. 会長 1 名
5. 副会長 若干名
6. 理事長 1 名
7. 副理事長 若干名

- 8. 理 事 各クラブ1名
- 9. 会 計 2 名
- 10. 監 査 2 名

第 9 条 会長は総会の議決により、之を推挙する。
副会長は総会の議決により推挙し、会長が委嘱する。
理事長及び副理事長は理事会の互選により会長が委嘱する。
理事は各クラブより選出した者を会長が委嘱する。
会長が必要と認めた場合は選出理事の他に若干名理事と指名することができる。
会計は理事会の互選により会長が委嘱する。監査は総会で選出する。

第 10 条 会長は本会を代表し、本会に関する一切の業務を統轄する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
理事長は総会及び理事会の決定するところにより会務を代行する。
副理事長は理事長を補佐し理事長を事故あるときはその職務を代行する。
理事は理事会を構成し、会務を掌握する。
会計は理事長の命を受け、会務を処理する。
監査は会長の命を受け、会の会計を監査する。

第 11 条 役員の任期は2年とする。(会計は4年とする)但し再任は差し支えない。
役員に欠員が生じた場合は遅滞なく補充する。但し補充された役員の任期は次の改選期までとする。

第 12 条 この会に名誉会長・名誉顧問及び顧問を若干名置くことが出来る。

第 4 章 会 議

第 13 条 この会に総会・理事会を設ける。

第 14 条 総会は毎年1回これを開催し、次の事項を審議決定する。

- 1. 予算・決算の承認
- 2. 事業計画
- 3. 役員選出
- 4. 規約変更
- 5. その他必要な事項

第 15 条 総会は会長が招集する。会長が必要と認めた時、又は会員3分の1以上の請求があつた場合は、臨時総会を招集するものとする。